

快適に住める村づくり

1 土地利用

現状と課題

本村は、537.35km²と広大な面積を有しており、そのうちの約96%が山林となっています。耳川をはじめ小丸川、一ツ瀬川の源流でもあり、九州中央山地国定公園の重要な部分を占めていることから、自然環境や生活環境に配慮しながらも、村の財産として有効な土地利用を進める必要があります。

また、土地の所有者や境界を明確にする地籍調査については、昭和54年から取り組んでいるものの、事業の進捗率は約40%となっています。地籍調査を行うことは災害時の早期復興や適切な税収にもつながり、今後は土地の所有者や現地精通者の高齢化により、調査への立ち会い等が困難になる状況が予測されるため、事業の早期完了を見据えた、さらなる事業の拡大を図っていくことが求められます。

<土地利用状況>

区分	田	畑	山林	宅地	道路	その他	合計
面積 (ha)	184	159	51,554	57	358	1,423	53,735
比率 (%)	0.3	0.3	95.9	0.1	0.7	2.6	100.0

資料:地域振興課(平成22年3月現在)

基本方針

村の財産である土地を保全し、有効に活用するため、国土利用計画法等に基づき適切な土地利用を進めるとともに、地籍調査事業の充実・拡大による土地境界の明確化を進めます。

施策の体系

土地利用

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 土地境界の明確化及び保全促進

施 策

① 計画的な土地利用の推進

- 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用によって、計画的な土地利用を推進します。
- 有効な土地利用を実現するため、自然環境や生活環境に配慮し、村としての一体性が図れるよう、総合的な土地利用計画を作成し、それに基づいて適正な土地利用を推進します。

② 土地境界の明確化及び保全促進

- 土地所有者間における土地取引上の円滑化と土地資産の保全を図ります。
- 土地に関するあらゆる施策ならびに災害復興時の迅速な境界復元等の基礎資料、また、公平な固定資産課税業務の基礎資料として利活用を図ります。

